地域共生社会

―障がい制度の概要と理解―

町田市障がい福祉課

２０２２年3月２４日（木）

第１章

- 障がい者プラン２１－２６について
- 障がい者数等の傾向について
- 障害者差別解消法について

※町田市ではノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するために、
市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」に関連して使用する場合は「障がい」と表記するか、
可能な場合は他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、
施設名、あるいは団体等の固有名詞については変更しません。

始めに（組織構成とプランの紹介）

- 地域福祉部
  - 福祉総務課
  - 指導監査課
  - 生活援護課
  - 障がい福祉課
    - 課長・担当課長
    - 総務係
    - 福祉係
    - 支援係
  - ひかり療育園

地域の総合相談窓口（５カ所）

- 堺地域障がい者支援センター
- 忠生地域障がい者支援センター
- 鶴川地域障がい者支援センター
- 町田地域障がい者支援センター
- 南地域障がい者支援センター

障がい者支援センター

①相談窓口

町田市障がい者支援センター

【ご案内】 ㊐ ㊊ ㊋ ㊌

障がいに関するさまざまなご相談を専門のスタッフがお受けします。お住まいの地域の障がい者支援センターをどうぞご利用ください。

【開所日】 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝休日、年末年始を除く）

【開所時間】 8：30～17：00

【障がい者支援センターでできるもの（一例）】

- ○ 障がいに関する各種相談（サービス利用申請・調整等）
- ○ 身体障害者手帳の申請（住所・氏名変更は障がい福祉課で受付します）
- ○ 愛の手帳の再交付・返還申請（新規・更新申請は児童相談所または東京都心身障害者福祉センターが窓口です）
- ○ 補装具、日常生活用具、住宅改修の相談・申請
- ○ ホームヘルパーの利用、福祉施設への通所・入所など障害福祉サービスの相談・申請
- ○ 心身障害者（児）医療費助成（マル障）の手続き
- ○ 障がいに関する手当の申請
- ○ 有料道路割引、通院交通費助成、都営交通無料パスの申請
- ○ NHK 放送受信料減免の申請
- ○ 移動支援・緊急一時保護の申請

【障がい者支援センターではできないもの】

- ○ 精神障害者保健福祉手帳の申請
- ○ 自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請

} 障がい福祉課支援係（→P.5）へおいでください。

- ○ 身体障害者手帳の住所・氏名変更
- ○ 愛の手帳の住所・氏名変更
- ○ 難病医療費助成の手続き

} 障がい福祉課福祉係（→P.5）へおいでください。

【障がい者支援センターの所在地・連絡先】

堺地域障がい者支援センター

〒194-0212
小山町 1234-1
電話：042-794-8790
FAX：042-798-2290
[交通]「御獄堂」バス停下車
徒歩 3 分
[駐車場]施設敷地内にあります。

担当地域
相原町、小山町、小山ヶ丘

①相談窓口

忠生地域障がい者支援センター

〒194-0203
図師町 1677-1
電話：042-794-4851
FAX：042-794-4852
[交通]「図師」バス停下車
徒歩 2 分
[駐車場]施設敷地内にあります。

担当地域
上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、図師町、山崎町、山崎、木曽町、木曽西、木曽東

鶴川地域障がい者支援センター

〒195-0053
能ヶ谷 3-2-1
鶴川地域コミュニティ 1 階
電話：042-708-8821
FAX：042-708-8977
[交通]小田急線鶴川駅から徒歩 7 分
[駐車場]鶴川地域コミュニティ内の駐車場をご利用ください。

担当地域
小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺、真光寺町、鶴川、藤の台 3 丁目、金井ヶ丘

町田地域障がい者支援センター

〒194-0013
原町田 5-4-3
第 2 大塚ビル 1 階 101
電話：042-709-1301
FAX：042-709-1302
[交通]JR 横浜線町田駅東口から徒歩 7 分
[駐車場]建物裏、タイムズ原町田第 11 駐車場、タイムズ原町田 5 丁目第 2 駐車場をご利用ください。駐車場サービス券をご用意しています。

担当地域
原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台 1・2 丁目

南地域障がい者支援センター

〒194-0015
金森東 3-18-16
合掌苑桂寮 1 階
電話：042-706-9624
FAX：042-799-2145
[交通]「市営住宅入口」バス停下車、徒歩 5 分
[駐車場]敷地内にあります。

担当地域
鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、南町田

障がい者プラン21-26

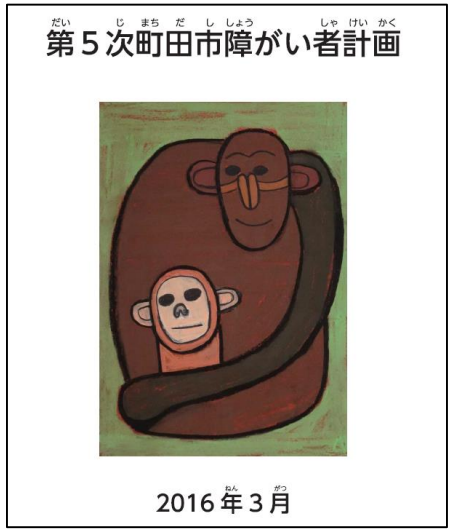

- 理念計画
- 2016～2020の5年計画

- 実施計画
- 2018～2020の3年計画

- **理念計画と実施計画を一体化**
- **基本理念（一番だいじな想い）「いのちの価値に優劣はない」**
- **基本目標（とりくみの大きな柱）**
- **施策の体系（とりくみの全体像）**
- **町田市が取り組むことを前期3年（2021-2023）、後期3年（2024-2026）、として計画**

町田市の現状（手帳の所持者数）

各年度末時点

手帳の種類	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
身体障害者手帳	11,682	11,747	11,992	11,998	11,948
愛の手帳	3,036	3,153	3,269	3,345	3,427
精神障害者保健福祉手帳	3,535	3,802	4,045	4,399	4,784
手帳所持者計	18,253	18,702	19,306	19,742	20,159
町田市の人口	427,180	429,114	428,571	428,706	428,851

町田市（障がい者プラン21-26巻末資料より）

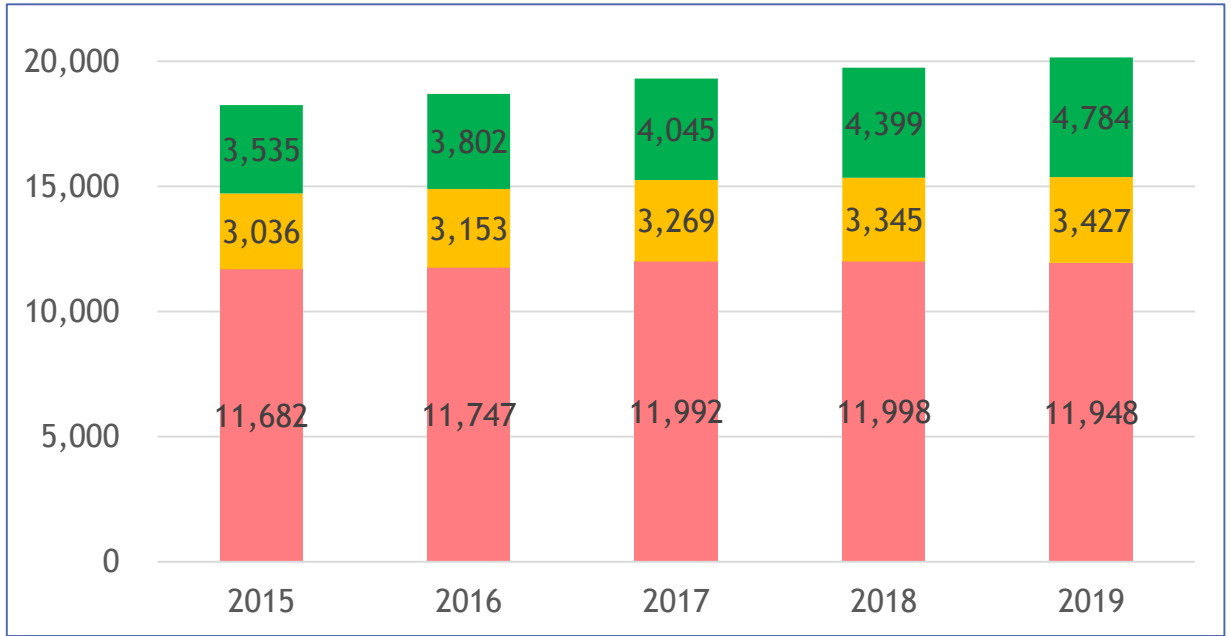

東京都（福祉行政統計編より）

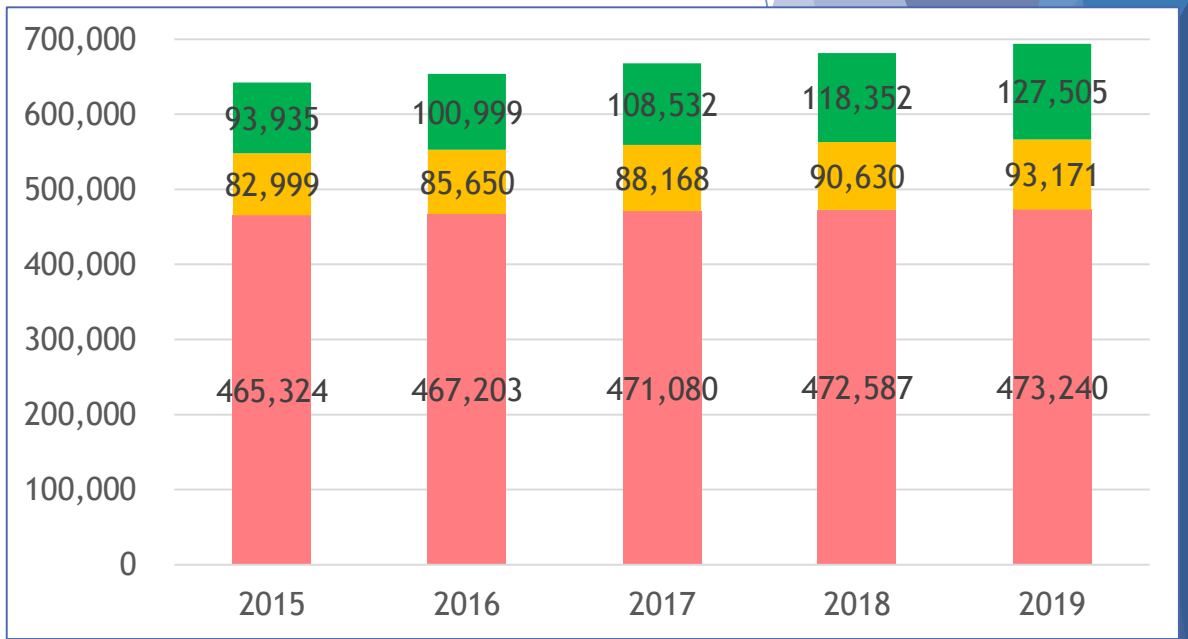

各手帳の内訳

身体障害者手帳

1級（重度）～ 6級（軽度）

町田市（障がい者プラン21-26巻末資料より）

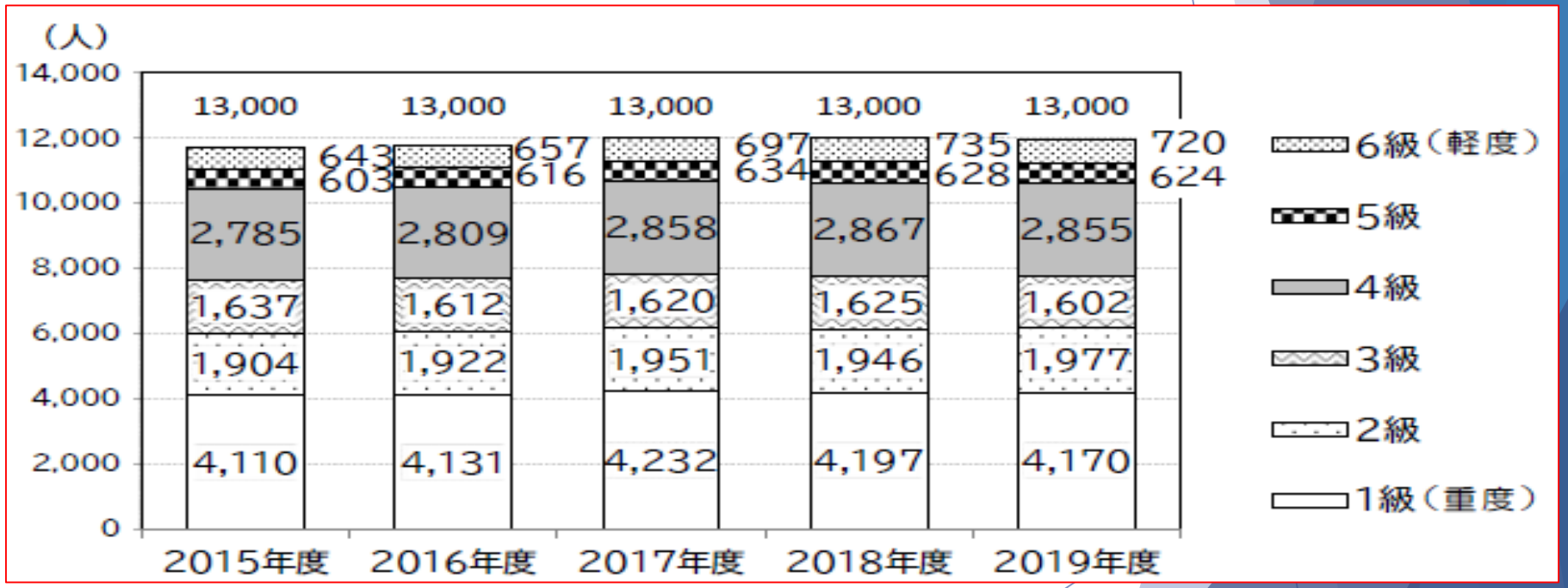

※障害者手帳の様式は、これまで紙形式のみとされていましたが、

利用者が希望する場合は、カード形式の障害者手帳の交付が2020年10月から始まりました。

各手帳の内訳

愛の手帳

1度（重度）～ 4度（軽度）

町田市（障がい者プラン21-26巻末資料より）

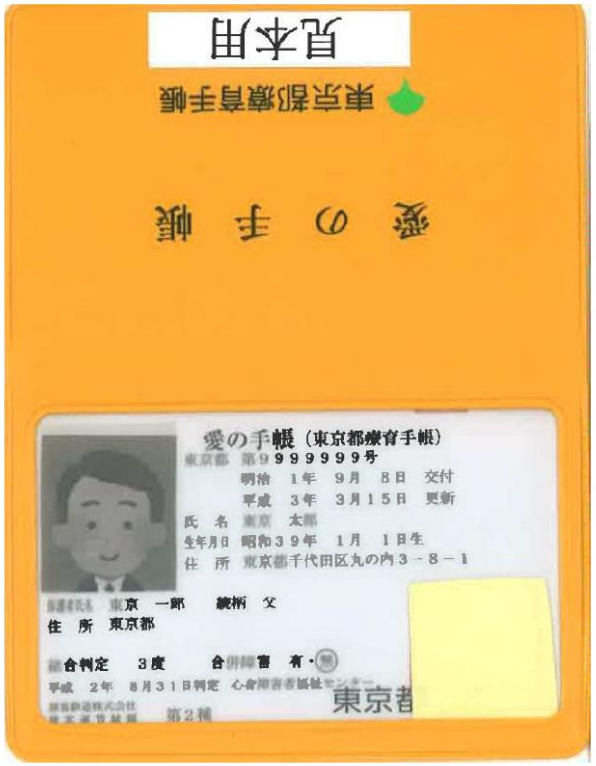

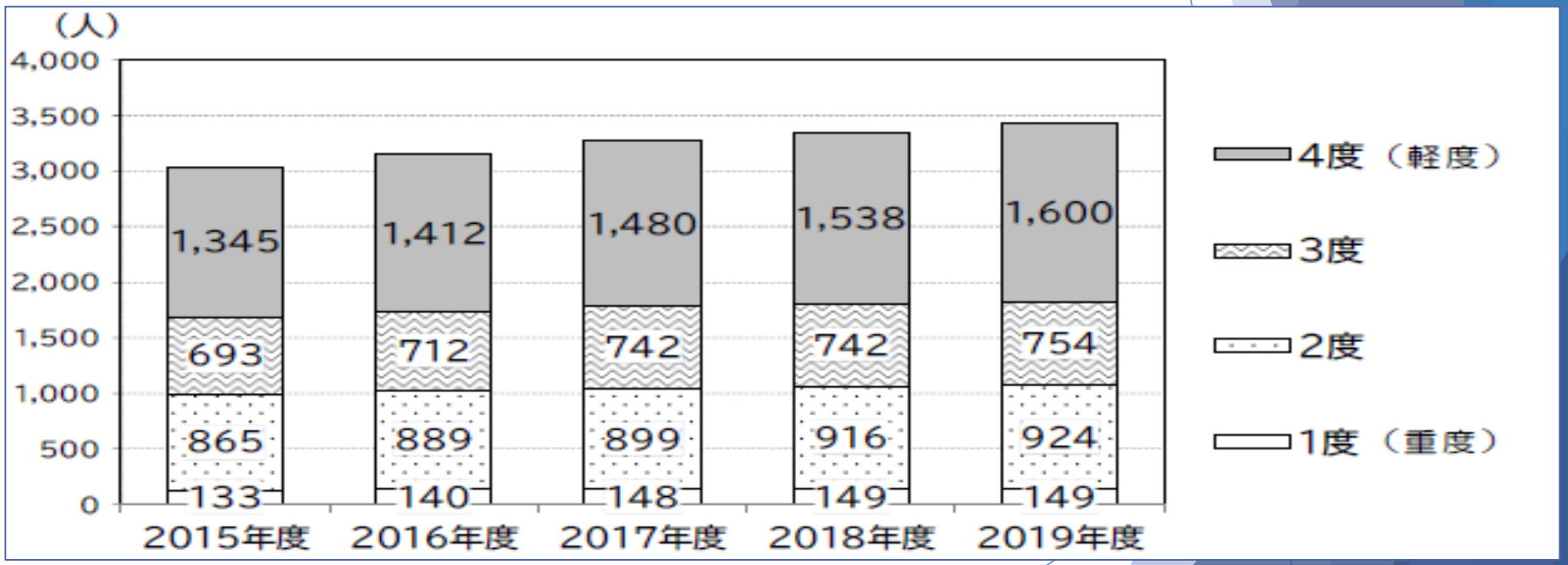

※「療育手帳」以外の名称を使う自治体

青森県・名古屋市（愛護手帳）、さいたま市（みどりの手帳）、東京都・横浜市（愛の手帳）

各手帳の内訳

精神障害者保健福祉手帳

1級（重度）～ 3級（軽度）

町田市（障がい者プラン21-26巻末資料より）

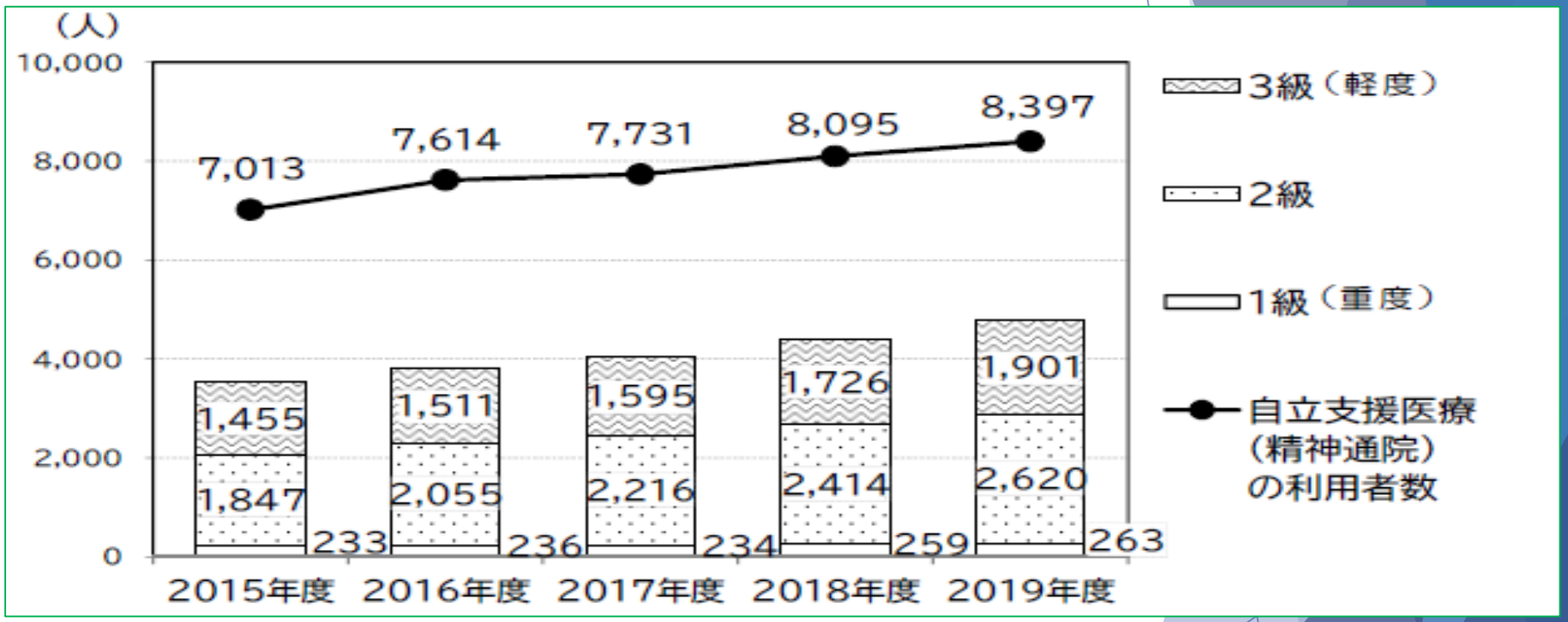

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令より

１級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
２級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
３級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

障害支援区分別支給決定者数

・町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、
次いで区分6、区分3並びに区分5という順番で多くなっています。
・区分ごとの支給決定者数の推移では、すべての区分で増加傾向となっており、
支給決定者数は年々増加しています。

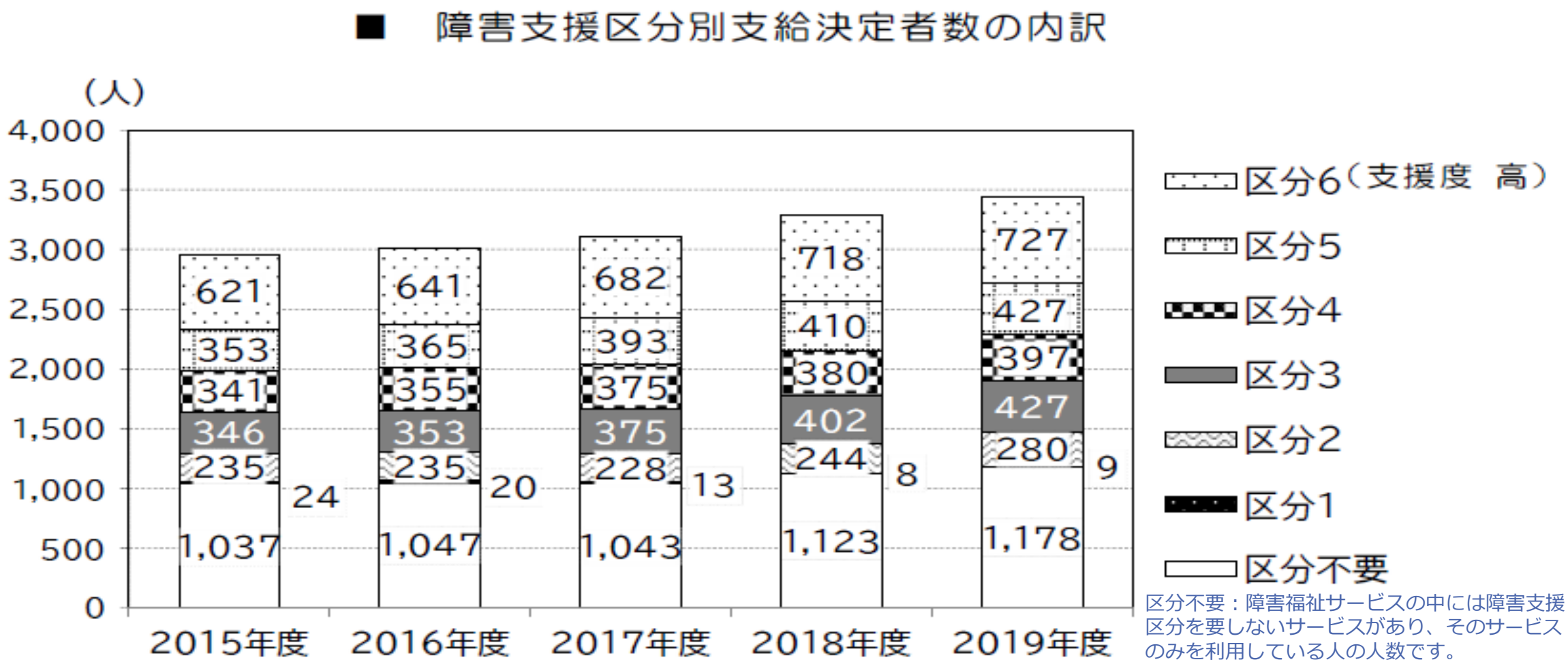

区分不要：障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。

難病等の推移

・2013年4月に施行された障害者総合支援法によって、
難病等※が障害福祉サービス等の受給対象に加わりました（対象130疾病）。

・2015年1月から対象疾病が段階的に拡大され、2021年11月からは366疾病が、
障害福祉サービス等の対象となっています（第６次対象疾病見直し）。

※障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。

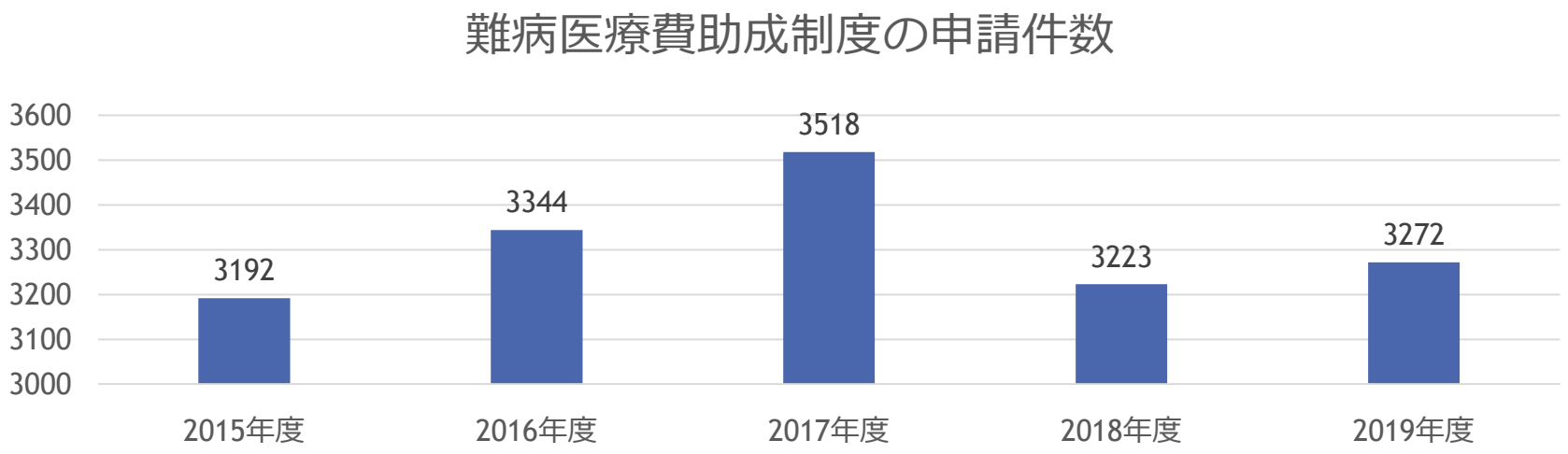

難病医療費助成制度とは、

難病医療費等公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、

自己負担（保険診療分）の一部を助成する制度

障がい者プラン21-26の重点施策

1　小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	11　短期入所事業所の基盤整備
2　障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	12　医療機関に対する障害者差別解消法の周知
3　地域生活支援拠点等が有する機能の充実	13　手話通訳の普及啓発
4　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	14　市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
5　重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討	15　サービス・支援機関等の情報提供事業
6　既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	16　避難体制の充実
7　障がいがある人の就労に関する実態調査	17　障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定
8　障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	18　行政窓口における意思疎通の環境整備
9　相談支援体制の強化	19　理解促進研修・啓発事業
10　課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	20　支援人材対策事業

障害者差別解消法※により、共生社会の実現のために、障がいのある方への「合理的配慮」などが求められています！

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別を**「不当な差別的取扱い」**と**「合理的配慮の不提供」**の2つに分けて考えています。

「不当な差別的取扱い」
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」
障がいのある方は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

具体的な合理的配慮の事例（医療分野）

医療の分野における合理的配慮の事例としては、以下のような適切な情報伝達方法の使用や補助者の付添いの承諾などが挙げられます。

●電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番が来たことを知らせること。

●聴覚障害のある方が診察を受ける際、手話通訳者や要約筆記者が同席することを承諾すること。

●自閉症の子どもがパニックを起こさないよう、当日の治療や検査の内容を、絵や写真を利用するなど、工夫して本人に伝えること。

●医療機関の出入り口に段差解消のためのスロープを設置すること、或いは職員が必要な介助をすること。　など

詳細は厚生労働省：障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドラインを参照

障がい者差別に関する調査結果

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7%にのぼっています。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている方は8.2%にとどまっており、障がいの有・無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

＜差別を受けた経験＞

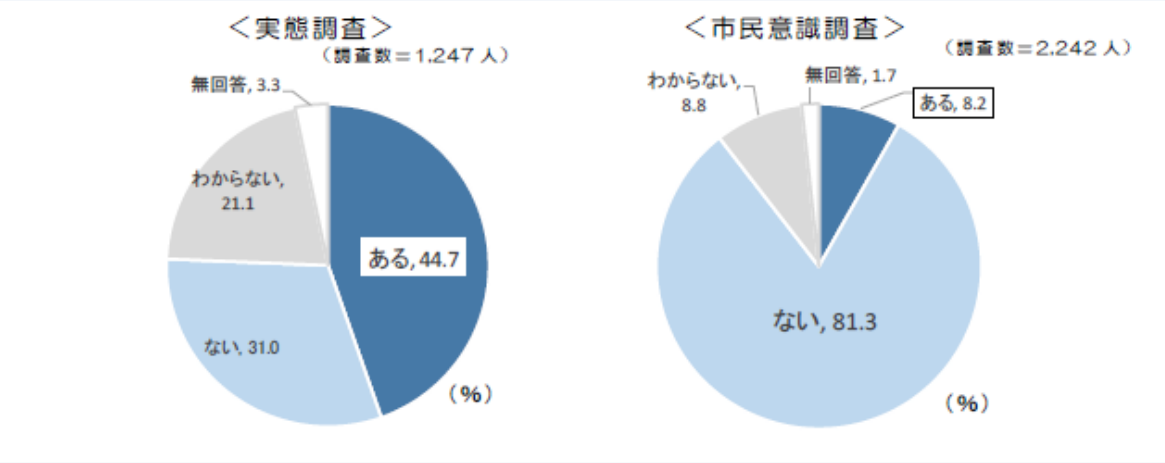

※2018 年度町田市市民意識調査
（障がいがない人も対象にした調査）

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は 55.6%にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

＜法令の認知（実態調査）＞

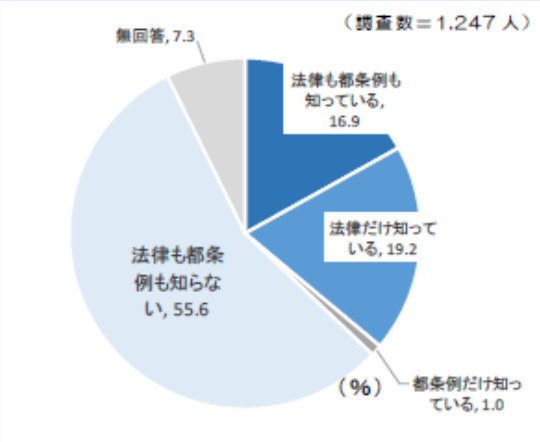

（２）差別や偏見等を受けた場面

【問26で「ある」と回答した方に】
問26－１　それはどのような場面や事がらですか。（あてはまるものすべてに○）

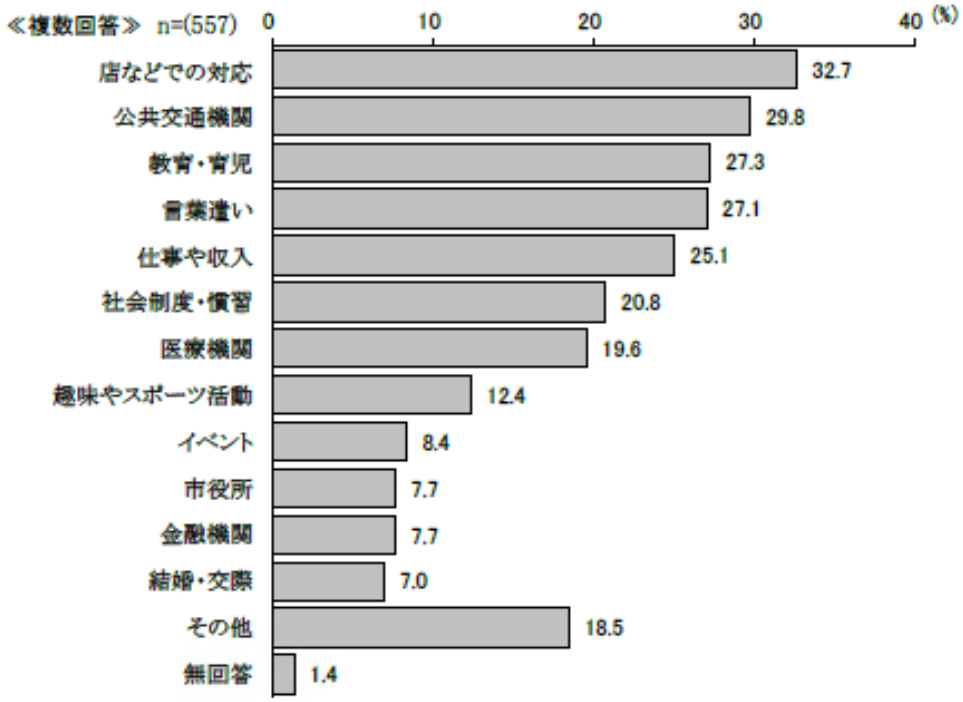

差別や偏見等を受けた場面や事がらは、「店などでの対応」が32.7%で最も多く、次いで「公共交通機関」（29.8%）、「教育・育児」（27.3%）、「言葉遣い」（27.1%）、「仕事や収入」（25.1%）が２割台、「社会制度・慣習」（20.8%）、「医療機関」（19.6%）が２割前後となっている。

2019年実施　暮らしの状況・生活の困り事に関する調査（実態調査）より抜粋

障がい理解を広げていく取り組みとして、災害時等障がい者支援バンダナやヘルプカードの配布・周知に取り組んでいます。

<災害時等障がい者支援バンダナ>

災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。

<ヘルプカード>

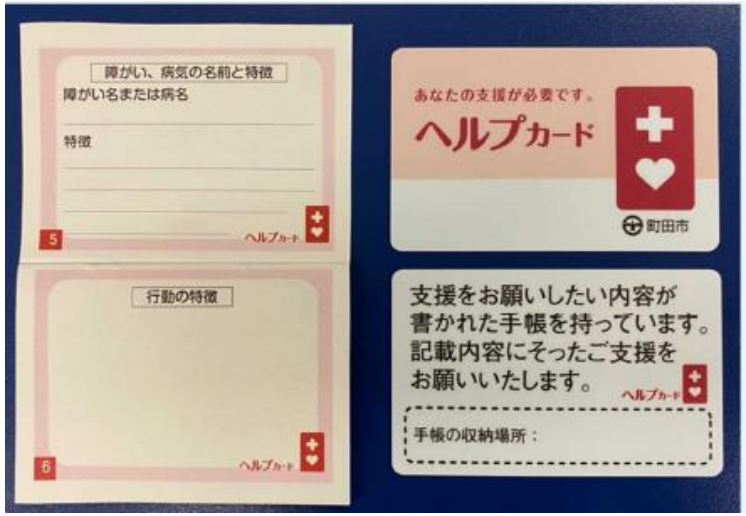

障がいがある人が災害時や日常生活のなかで困った時に、まわりに自分の障がいについての理解や支援を求めるためのカードです。付属の手帳に緊急連絡先や必要な支援内容などが書けるようになっています。

第２章

▶障害福祉サービスについて

▶地域で生活している家族としての支援

障がい者サービスガイドブック

2021

このガイドブックの内容は、主に 2021 年 4 月現在のものです。

障害者総合支援法関連の変更に伴うサービス内容の変更があった際には、

確認でき次第随時反映いたします。

また、墨字印刷のほかに、点字版、音声版、SP コード版を作成します。

ご希望の方は、地域福祉部障がい福祉課までお申し出ください。

町田市立中央図書館でも閲覧できます。

町田市

2021/5/1

【掲載内容】

1 相談窓口
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス・障害児通所支援
4 障がい者の年金制度
5 障がい者の手当制度
6 医療費助成等
7 各種割引・助成制度
8 税等の優遇制度・資金の貸付
9 日常生活援助
10 住宅の優遇制度
11 文化・レクリエーション
12 交通に関する制度
13 保育・教育
14 就職支援
15 選挙に関する制度
16 ボランティア・講習会
17 防災対策
18 講座・訓練等
19 町田市内障害者施設一覧
20 身体障害者障害程度等級表

障がい程度別該当事業一覧表

記号の意味 〔○　ほぼ該当　△　一部該当〕

この表は、代表的なサービスを記載しており、町田市の障がい福祉サービスを網羅的に記載したものではございません。
また、該当の事業でも年齢や所得等で制限がございますので、詳しくはお問い合わせ先まで、問い合わせください。
下表で※が付いている事業は、○になっていない方でも、総合等級（重複して障がいがある場合に、総合的に等級を判定すること）によっては対象となる場合があります。

事業			障害福祉サービス等		障がい者の年金・手当制度									医療費助成					
手帳	障がいの種別	級（度）	障害福祉サービス	障害児通所支援	障害基礎年金	障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険制度）	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	心身障害者福祉手当※	重度心身障害者手当	児童育成手当（障がい手当）	児童育成手当（育成手当）	心身障害者（児）医療費の助成（マル障）※	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院）	難病医療費等の助成	ひとり親家庭等医療費助成
本文ページ			17	18	23	26	29	29	29	29	29	29	29	29	30	30	31	31	34	38
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	△	国民年金法施行令の障害等級表による	厚生年金法施行令の障害等級表による	○	△	○	△	○		○	○	○	△	△			△
		2	△	△			△	△	○	△	○		○	○	○	△	△			△
		3	△	△					○							△	△			
		4	△	△												△	△			
		5	△	△												△	△			
		6	△	△												△	△			
	聴覚・平衡機能障害	2	△	△			△	△	○	△	○		○	○	○	△	△			△
		3	△	△					○							△	△			
		4	△	△												△	△			
		5	△	△												△	△			
		6	△	△												△	△			
	音声言語	3	△	△					○							△	△			
		4	△	△												△	△			
	肢体不自由	1	△	△			△	△	○	△	○	△	○	○	○	△	△			△
		2	△	△			△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△			△
		3	△	△					○		△		△	△		△	△			
		4	△	△					△		△		△			△	△			
		5	△	△							△		△			△	△			
		6	△	△							△		△			△	△			
	内部障害	1	△	△			△	△	△	△	○		○	○	○	△	△			△
		2	△	△					△		○		○	○	○	△	△			
		3	△	△											○	△	△			
		4	△	△												△	△			
愛の手帳	1		△	△			○	△	○	△	○	△	○	○	○					△
	2		△	△			△	△	○	△	○	△	○	○	○					△
	3		△	△					○		○		○							
	4		△	△					△				△							
精神障害者保健福祉手帳		1	△	△				△							○			○		
		2	△	△														○		
		3	△	△														○		
難病			△	△			△	△	△	△	△	△	△	△					○	

事業			各種割引・助成制度													税等の優遇制度等						
手帳	障がいの種別	級（度）	NHK受信料の減免	NTT電話番号案内の無料利用	通常はがきの無料配布※	東京都障害者休養ホーム	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費の助成	心身障がい者通院交通費の助成	JR旅客運賃の割引	私鉄旅客運賃の割引	都営交通の無料パス	民営バス運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	自動車に関する税金の減免	固定資産税の減額	個人事業税の減免	贈与税非課税・相続税の軽減	少額預金利子所得（マル優）等の非課税
本文ページ			44	45	47	47	48	48	49	50	50	51	52	53	54	59	59	60	61	61	61	62
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	△	○		○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
		4	△	○		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
		5	△	○		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○
		6	△	○		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○
	聴覚・平衡機能障害	2	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
		4	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○
		5	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
		6	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○
	音声言語	3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
		4	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○
	肢体不自由	1	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
		4	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
		5	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
		6	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
	内部障害	1	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
		4	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○

・障害福祉サービス受給者が65歳になったとき：介護保険が優先され、介護保険サービスを利用(＝第１号被保険者)

・特定疾病のある障害福祉サービス受給者が40歳以上65歳未満のとき：介護保険が優先され、介護保険サービスを利用（＝第２号被保険者）

→介護保険サービスにないものは障害福祉サービスを受給

・介護保険第２号被保険者が生活保護を受給しているとき：障害福祉サービスが優先となる(みなし２号)

○障がい者サービス ・ 介護保険サービス関係図

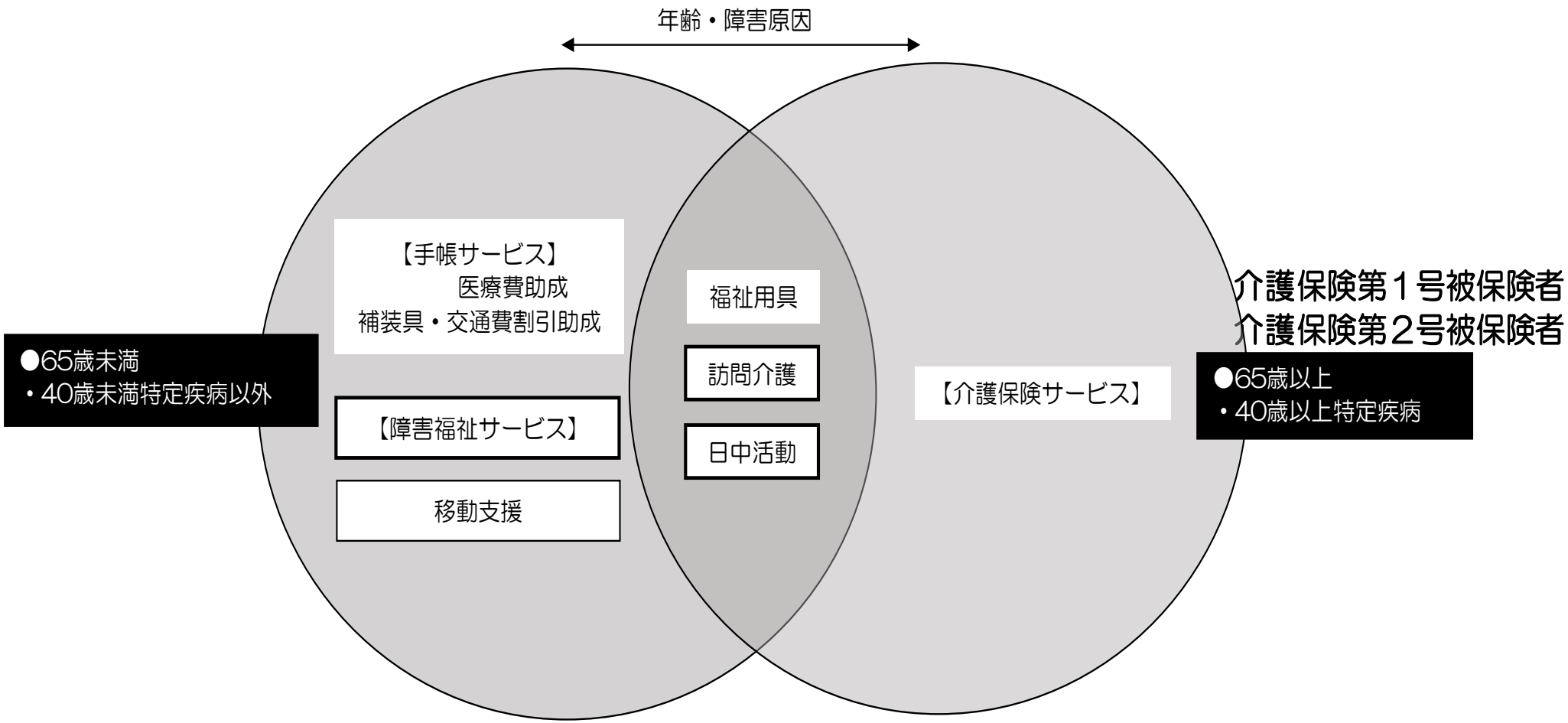

介護給付	**居宅介護（ホームヘルプ）**	居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいによる行動障がいを有する方に対して、居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって、行動上著しい困難があるために常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護の必要がある方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	介護者の病気等によって、短期間の入所が必要な方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と介護が必要な方に対して、病院併設の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助を行います。
	生活介護	常に介護の必要がある方に対して、日中に施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供等を行います。
	施設入所支援	施設に入所している方に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	**自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)**	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する方に対して、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で雇用されることが困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動等の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために自宅・企業等を訪問することにより必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において共同生活住居で相談や日常生活上の援助等を行います。
相談支援給付	地域移行支援	入所施設や病院に入所・入院している障がい者に対し、地域生活への移行に関する相談や、住居の確保、福祉サービスの情報提供、紹介等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。
	計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画の作成等を行います。

相談するところ

- 町田市障がい者支援センター

- 指定特定相談支援事業所　24ヶ所
- 地域活動支援センター　「まちプラ」
- 高次脳機能障がい者支援事業「ひかり療育園」
- 町田市障がい者就労・生活支援センター　「りんく」「Let’s」
- 就労支援センター「らいむ」

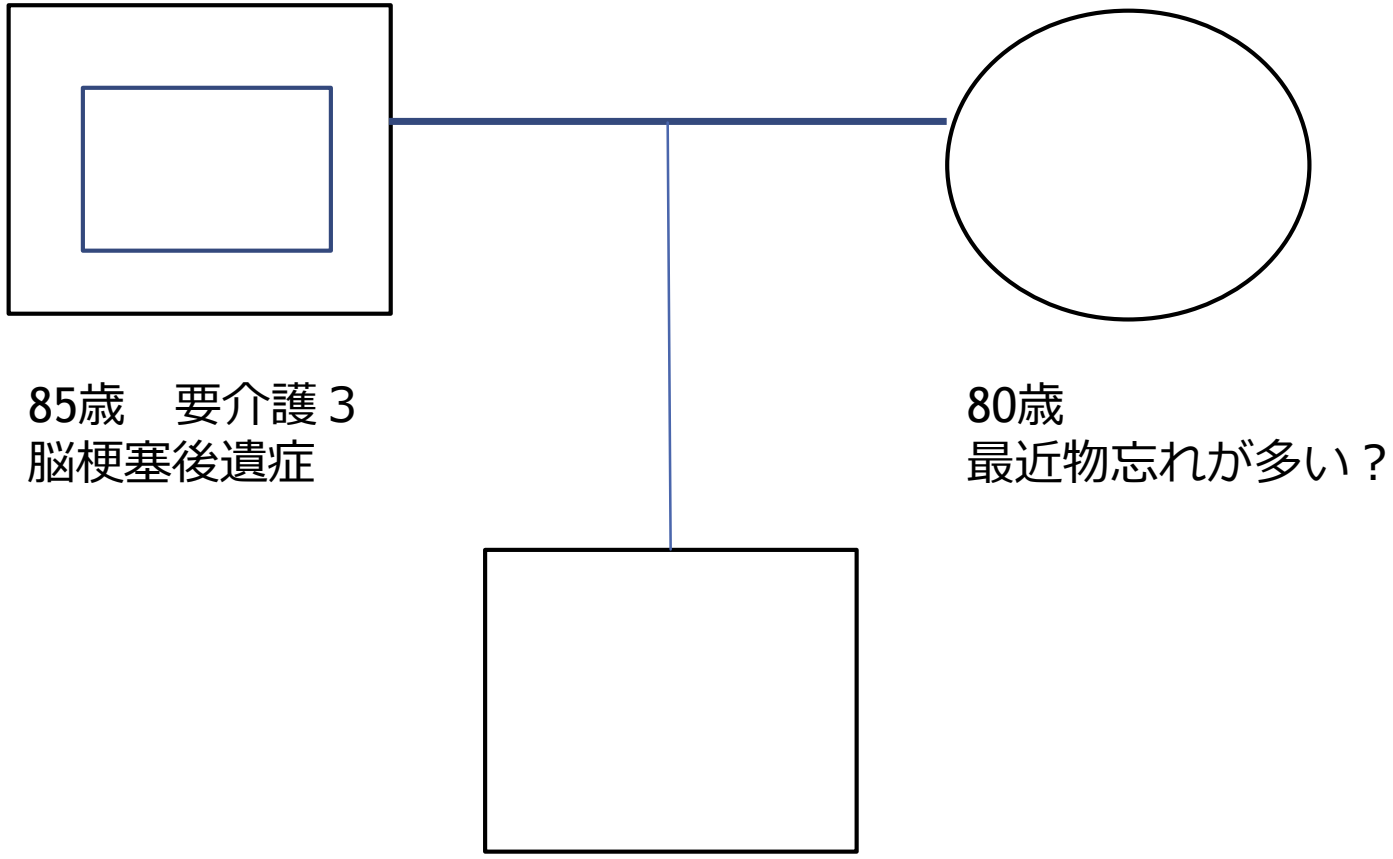

こんなお宅がありませんか？

65歳以上は高齢者

息子は精神障がい者？

障害者手帳を持っている？

精神科通院している？

何に困っている？

誰が困っている？

障がいのことは
わからない

障がい関係者は
スピード感が
ないな

もう在宅は
無理？

居宅介護支援事業所

介護保険のことが
わからない

障がい者支援センター

支援の必要な人
に会えない

この家族が地域で長く暮らしていくにはどうしたらいいか、
一緒に考えていきませんか

ご清聴ありがとうございました

みなさんと一緒に取り組んでいく
町田市障がい者差別解消犬「ノンバリー」